

平成 25 年 6 月 3 日

税理士 松丸会計事務所

* 経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報！

TEL 04-7141-5039

所得拡大促進税制の創設

給与等支給増加額の 10% を税額控除

平成 25 年度税制改正において、従業員への給与等の支給額を増加させた場合に、その支給増加額の 10% の税額控除ができる「所得拡大促進税制」が創設されました。

【適用要件】

青色申告書を提出している法人又は個人で、下記の全ての要件を満たした場合

- ① 給与等支給額が基準事業年度の給与支給額と比較して **5% 以上増加**していること
- ② 給与等支給額が前事業年度の給与等支給額を下回らないこと
- ③ **平均**給与等支給額が前事業年度の**平均**給与等支給額を下回らないこと

注 1) 給与支給額には雇用保険一般被保険者でない者も含み役員の特典関係者等を除く

注 2) 基準事業年度とは平成 25 年 4 月 1 日以後に開始する各事業年度のうち最も古い事業年度の前事業年度

注 3) 平均給与等支給額とは給与等支給額から日雇い者に係る給与を除いた金額を適用事業年度の給与等の月別支給対象者の合計人数で除した金額

【税額控除額】

上記適用要件を満たした場合、給与等の支給増加額の 10% を税額控除できる。

但し、控除出来る税額は、その適用事業年度における法人税額（個人事業者は所得税の額）の 10%（中小企業は 20%）が限度となります。

【具体的な手続き】

雇用者給与支給増加額、控除を受ける金額、当該金額の計算に関する明細を記載した書類を確定申告書に添付する必要があります。

税務申告以前に特段の手続きは必要ありません。

【適用期間】

平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの期間内に開始する各事業年度
(個人事業の場合は、平成 26 年 1 月 1 日から平成 28 年 12 月 31 日までの各年) について適用する。

【他の制度との適用関係】

この制度は、次の制度との重複適用は認められず、選択適用になります。

- ①雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除制度（雇用促進税制）、
- ②復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除制度、
- ③避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除制度等